奈良地方裁判所委員会 奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成28年3月11日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 大森龍一郎, 小山新造, 髙見武志, 水谷豊, 藤井茂久, 稻葉重子 (兼務), 柴田厚司

(家裁委員)飯田順三,河合衛,木下理恵,鈴木洋子,竹内輝明,田中伸治,田 村健吉,倍巌智洋,朝守令彦,稻葉重子(兼務),西垣昭利

(事務局等)地裁 木村民事訟廷管理官,佐野奈良簡裁庶務課長,秋田事務局長, 森岡事務局次長,小西総務課長,児島総務課課長補佐,酒井 文書係長,溝上事務官

> 家裁 大橋首席家裁調査官,池渕主任書記官,中辻事務局長,福富 事務局次長

4 議事(□:委員長,○:委員,●:事務局等)

- (1) 所長挨拶
- (2) 意見交換(地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同テーマ)

テーマ「利用しやすい裁判所について」

<裁判所における広報について>

裁判所から、裁判所における広報活動の意義、目的について説明の上、 裁判所が行っている広報行事等について説明し、意見交換を行った。

- 法廷見学では、民事事件と刑事事件のどちらを傍聴することが多いのか。
- ほとんどの場合、刑事事件の傍聴をしている。
- 法廷見学において、学生の参加人数と一般の方の参加人数を紹介されて いたが、学生とは、大学生のことか。
- 大学生が来られる時もあるが、小学生・中学生・高校生が多い。
- 広報用DVDを勤務している学校で視聴したい場合、貸出は可能か。
- 貸出も行っているので申請があれば対応させていただく。
- □ 広報行事について、もっとこうしたら魅力的になると思うことがあれば 御意見を伺いたい。
- 広報行事で、小学生や中学生向けのものを企画されたようだが、高校生、 大学生向けのイベントは考えていないのか。高校生の政治経済の教科書に は司法についてかなり詳しく書かれているので、興味を持つ生徒が多いの ではないか。

また、18歳から参政権が与えられるので、大学生向けのイベントがあってもよいのではないか。

● 奈良地家裁では、昨年初めて中学生向けの行事を行うことができた。本

日いただいた御意見を踏まえて、今後、高校生や大学生向けのイベントに ついても検討したいと思う。

- 裁判官の体験談等を聞くような機会があればうれしい。裁判官の話を聞くことで裁判所を身近に感じることができるので、そういった機会があればよいのではないか。
- 裁判官の質問コーナーの中で、裁判官が体験談を話すケースもあるが、 その部分をもっと広げられないか検討したい。
- O 裁判所は敷居が高いイメージがある。来てもらうばかりでなく、裁判所 から外に出て行って行う広報活動はしていないのか。
- 裁判員裁判の出前講義を実施している。裁判官や職員等が、申込みいた だいた企業等に伺い、裁判員裁判の制度等の説明を行っている。
- 裁判所が身近な存在であるということを知ってもらう趣旨の広報はできないのか。出前講義であれば裁判員裁判に興味がある方からしか要望が来ない。そうではなく、裁判所から出向いて裁判所を身近に感じてもらえるような広報活動を行ってもよいのではないか。
- O PTAの方や、生徒に向けた講義における講師として職員を派遣することはしないのか。
- 講師派遣という形で、要望内容等を検討した上で派遣することもできる。
- 会社で研修等を行う際に来ていただき、例えば労働関係の紛争等のシナリオを題材にして、裁判の流れ等を模擬形式で見せていただくことはできるのか。
- 具体的な紛争の内容について、最終的な判断まで広報行事の中で示すのは、難しいところがあるが、紛争解決のためにどういう手段があるか等を 御案内することはできる。
- 周知方法について、学校で習うタイミングや試験のタイミング等に合わせて学校にポスターを貼る等の周知活動をすればどうか。裁判所が行う周知方法には、タイムリーさが欠けていると思う。我々もイベントを行うが、なかなか人が集まらないので、複合型のイベントに参加し、直接関係のない消防署等にも協力してもらって周知活動を行っている。裁判所も奈良県に協力してもらう等、横のつながりを大切にしてはどうか。

また、出前はすごく魅力的であるので、他機関等が行っているイベントの一角を使用させていただいて演劇等を行うと、小さい子どもを持った方等は食いつきやすいのではないか。

- □ 御意見を聞く中で裁判所の行事は広く一般の方に知られてはいないと感じた。周知方法についてもう少し御意見をいただければありがたい。
- 〇 行事の募集人数は、どのように決めているのか。各行事の参加人数について説明があったが、それは、自然と集まった人数なのか、努力して集められた結果の参加人数なのか。
- 募集人数は、部屋の規模等を考えて決めている。電話で随時受け付けているものの募集人数までは達していないことが多く、新聞掲載の影響が大

きいのが実情である。

なお、憲法週間行事は募集人数より応募者が多かったが、お断りすることなく、全て参加していただいた。裁判所で参加者を選定するようなことはしていない。

- 平日開催となると集まりにくいと思う。来ていただく方の都合を考えて 休日等に行えば参加者が増えるのではないか。やはり、裁判所という場所 は、敷居が高い印象なので行きにくい。ちなみに、昨年の出前講義の実績 はどの程度か。
- 昨年は申込みがなかった。
- 裁判所に来てもらうばかりでなく、裁判所から出向くような広報活動に もっと力を入れるべきではないか。
- 憲法週間行事は土曜に行ったので、参加者が多かった。 夏休みのイベントでは、夏休み期間ということで、中学校でチラシを配 布していただくことが難しく、塾にも伺ったが、なかなかチラシを配布し ていただけなかった。
- テーマを裁判所で決めてしまっているイベントでは、参加者がなかなか 集まらないと思う。出前講義では、申込者からの要望に応じてテーマ設定 を行うことで、参加者が増えるのではないか。「法教育」の重要性を説明 されているが、一般の方が聞きたいのは、そうではなくて、医療関係の団 体なら医療訴訟についてなどもっと具体的な話だと思う。それぞれの団体 が聞きたいテーマを設定して提出してもらい、それに応じる方がよいので はないか。また、周知方法をマスコミに頼っているだけでは弱い。地家裁 委員が所属している企業等に広報を依頼することも良いのではないか。
- 〇 イベントで人を集めるのが難しいことはよく分かる。憲法週間行事のチラシに「定員40人」とあるが、これは子どものみの人数か、それとも大人も合わせての人数か。
- 使用する部屋が40人ほどしか収容できないので、大人も合わせた人数である。
- 〇 それならば「20組」の方が正確である。 また、行事に参加するに当たって、車で行くことができるかは参加者に とって大きな関心事である。最初から「公共交通機関を御利用されたい」 と書かれると、行きにくいと思う。
- 裁判所敷地内の駐車場をイベントで利用されることについては、土日は 庁舎管理の問題をクリアできれば可能だが、平日は事件当事者が利用され るので難しい部分がある。
- チラシの備え置きについて、当大学ではイベントを行う際、奈良交通に お願いし、市内循環バスに、チラシを束にしてひもで留めておき、ひっぱ って取ってもらうような形で備え置いている。
- 市内循環バスへのチラシの備え置きについては、費用がかかるのか。
- 学生から依頼しているので分からないが、かからないのではないか。

参加人数を聞くと、どの行事も上々ではないかと思う。ただ、裁判所が 作成しているチラシは、どのチラシも情報量が盛りだくさんなので、もっ と中心にしたいものに絞ってチラシを作成されてはどうか。また、私も過 去の委員会でさせていただいたが、法廷で法服を着て写真撮影できるとい うのはすごく魅力的なので、そういうところをもっと強調してもよいので はないか。

○ チラシを持参し、新聞社に掲載を依頼される際、新聞社側が記事として 載せにくいのは、応募方法が電話で先着順という点である。イベントの記 事は最優先に載せる記事ではなく、すぐに載せない場合が多い。せっかく 載せても先着順で参加人数がうまっている場合には、新聞社にクレームが 来るので載せにくい。

イベント等の掲載依頼は毎日すごく多い。チラシを記者クラブに持ちこんですぐに、支局に電話で掲載を依頼したり、支局に足を運んで依頼する 熱心な団体も多い。こちらも担当者が熱心だと載せたくなる。

- 子ども向けの行事は、年に3回くらい開催することができないか。県民 便りや市民便りに年間の予定を掲載するとよいと思う。
- 私どもの団体でもイベントを開くが、一般的なテーマの場合は参加者がなかなか来ない。一般的な話はインターネット等で知ることができるので、ついでがないと来ないのだと思う。特別なテーマであれば、ヒットすれば、参加者がとても多い。時代に沿ったテーマで行えば、参加者が増えると思う。

<アンケートの内容及び実施方法について>

枚に限ると、難しいかもしれない。

裁判所から、来庁者に対して行うアンケートの内容及びその実施方法等 について説明し、意見交換を行った。

- 私もアンケートを度々行うが、皆忙しいからか、自由記述欄へは記入していただけないので、なるべく選択肢を設けるようにしている。想定できるものを具体的に挙げて、丸を付けてもらうようにすると回答しやすい。例えば、手続案内担当者の対応も、「良い」とか「ふつう」とか漠然としたものにせず、「説明の分かりやすさ」等、具体的な項目での段階評価を設ければどうか。施設についても、トイレや駐車場等想定されるものを
- 〇 調停期日に来られた人用のアンケートは、調停期日に来られた全ての人 に渡すのか。

挙げると、アンケートの目的を達成できるのではないか。ただ、紙面を1

- 全ての人に協力を依頼することを予定している。ただ、事案によって協力を依頼するべきではないと判断した場合は、差し控えることも予定している。
- 「調停制度をどのようにしてお知りになりましたか」という質問に対する回答として、「弁護士から聞いた」という選択肢が必要ではないか。ま

た、アンケート回収ボックスは、調停待合室に置くことはできないか。調 停期日に来た当事者が一番長く過ごすのは待合室である。

- 確かに、待合室には長くおられることから、アンケートに答えていただきやすいと考えられるが、待合室には常時職員がいないので、アンケートを誰かが持って行ってしまうという事態を懸念している。何か工夫できないか考えたい。
- O アンケート実施期間を3か月と設定しているが、一般的な感想を聞くならば、常時置いてもよいのではないか。
- 今回、3か月の期間を設定したのは、できるだけ多くの方の意見を伺いたいと考えたからである。最低でも50件くらいの回答がほしいと考えた。ただ、職員の負担を考慮すると、ある程度期間を限定して集計したいと考えている。
- 〇 調停期日に来られた方に対するアンケートは、初回の方に限った方がよいのではないか。2回目、3回目に来庁した方にも渡すと不正確になる。
- 裁判所に来庁する方は、トラブルがあって来られる方なので、悪い方に 結果が出ることが危惧される。裁判所の職員が丁寧に対応しても、よい結 果は出ないのではないか。結果を見てみないと分からないが。
- 結果を見なければ分からないということはそのとおりであるが、アンケートで得られた御意見について、一つでも二つでも何か取り組めたらと考えている。アンケート結果や取組結果等については、委員の皆様にもお伝えする。
- O 裁判所職員や調停委員の対応についての質問があるが、これについては、毎回同じ職員ではなく、異なる職員が対応することになると思う。回答を受けて、職員を特定するのか、非特定のままにするのか。
- 特定するのは難しい。不特定のグローバルなものとしたい。
- 職員に、よくできる人と、問題のある人がいる場合、問題のある人が対応したときに感想がたくさん集まると、厳しい内容になるかもしれない。 医師会で実習をしていると、実習生は指導医を評価する。指導医は、それを受けて、よりよくするように改善していく。アンケート結果をグローバルなものとするだけでなく、次の段階として、特定の職員にひも付けていくことも必要ではないか。
- □ 本日いただいた貴重な御意見を踏まえて、手探りではあるが、アンケートを実施したい。結果については、次回の委員会で御報告したいと考えている。

(以上)